

はたらく力で、
イキイキをつくる。

第18回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月28日（土曜日）午前10時
（配信時間は午前9時30分開始を予定しております。）

開催
方法

場所の定めのない株主総会
（バーチャルオンリー株主総会）

※お越しいただく会場はなく、オンラインのみでの開催
となります。詳細は、9頁以降の「バーチャルオンリー
株主総会の運営について」をご確認ください。

目次

第18回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	12
事業報告	15

ネットで招集のご案内

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/2146/>



Upward Together

UTグループ株式会社

証券コード：2146

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。
ここに第18回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

近年、当社の事業を取り巻く環境は、非正規労働市場の拡大やテクノロジーの進化などを背景に、かつてないスピードで変化しております。これに伴い、「はたらく」ということに対する価値観や具体的なニーズも多様化してまいりました。従来、当社が強みとしてきた安定的な無期雇用派遣への期待は依然として根強い一方で、個々のライフスタイルやキャリアプランに合わせた、より柔軟な働き方を希望される方が増加しております。この大きな変化の潮流は、当社にとって新たな価値創造の機会であると捉えております。こうした認識のもと、従来の事業モデルに留まることなく、多様化するニーズに的確にお応えできる、より強靱で柔軟な事業構造へと変革していくことが不可欠であると判断いたしました。

この戦略的な判断に基づき、これまで推進してまいりました第4次中期経営計画ローリングプランを発展的に見直し、この度、新たに「第5次中期経営計画」を策定いたしました。この新計画のもと、変化するニーズにより迅速かつ的確に対応できるサービス提供体制を構築するための事業再編を実行いたします。

事業環境が変化しても当社のミッション「はたらく力でイキイキをつくる」は変わりません。私たちは、社員一人ひとりが自身の能力を最大限に発揮し、働きがいを感じながら成長できる職場環境を提供することこそが、企業としての持続的な成長を実現する上で最も重要であると確信しております。社員のエンゲージメントを高め、サービスの質を絶えず向上させることで、質の高い人材サービスをお客様に提供してまいります。

足元では、国際情勢の変化などが経済に影響を与え、お客様や働く人々の求めるものも変化し続けております。当社は、こうした外部環境の変化とその影響を注意深く見極めながら、変化するニーズに対して柔軟かつ迅速に対応し、社会にとってなくてはならない価値を提供し続けてまいります所存です。

株主の皆様におかれましては、当社が進める変革への挑戦と、第5次中期経営計画に基づく成長への取り組みに対し、今後とも変わらぬ深いご理解と力強いご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



代表取締役社長 外村 学

証券コード 2146
2025年6月13日

(電子提供措置の開始日 2025年6月6日)

株 主 各 位

東京都品川区東五反田一丁目11番15号
UTグループ株式会社
代表取締役社長 外 村 学

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトを含む以下のウェブサイト「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ut-g.co.jp/ir/library/meeting/>
ネットで招集 <https://s.srdb.jp/2146/>
東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東証ウェブサイトについては、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」ページに掲載されている情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

また、本株主総会は定款の定めに基づき、「場所の定めのない株主総会」（バーチャルオンリー株主総会）といたします。本株主総会は、会場を設けることなく、インターネット上でのみ開催されますので、後記「バーチャルオンリー株主総会の開催に関する概要」及び「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従いインターネット経由でご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合、又は当日ご出席される予定でも通信障害等に対する備えとして、株主様はインターネット又は書面により事前に議決権を行使することができます。事前の議決権行使につきましては、後記「議決権行使についてのご案内」及び「株主総会参考書類」をご参照のうえ、2025年6月27日（金曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1	日 時	2025年6月28日（土曜日）午前10時（配信時間 午前9時30分開始予定） なお、通信障害等により、本株主総会を上記日時に開催することができない場合、本株主総会は2025年6月29日（日曜日）午前10時に延期いたします。
2	開催方法	バーチャルオンリー株主総会 本株主総会は、場所の定めのない株主総会として開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。 出席方法は、後記「バーチャルオンリー株主総会の開催に関する概要」及び「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。
3	目的事項	報告事項 (1) 第18期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第18期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
4	電子提供措置に伴う書面から除く事項	会社法改正により、電子提供措置事項について各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ◆事業報告の以下の事項 「当連結会計年度の事業の状況※1」、「財産及び損益の状況の推移」、「対処すべき課題」、「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「その他株式に関する重要な事項」、「会社役員の状況※2」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「（ご参考）コーポレート・ガバナンス強化への取り組み」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」 ◆連結計算書類の以下の事項 「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」 ◆計算書類の以下の事項 「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」 ◆監査報告書の以下の事項 「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」、「監査等委員会の監査報告」 ※1 「当連結会計年度の事業の状況」のうち、「事業の経過及び成果」を各ウェブサイトに掲載しております。 ※2 「会社役員の状況」のうち、「責任限定契約の内容の概要」及び「社外役員の当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要」を各ウェブサイトに掲載しております。
		以上
■電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、以下のウェブサイトにおいて、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。 当社ウェブサイト（https://www.ut-g.co.jp/ir/library/meeting/） 東証ウェブサイト（https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show） ネットで招集（https://s.srdb.jp/2146/） ■通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができるようにするため、本株主総会冒頭に、その旨の決議を行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2025年6月29日（日曜日）午前10時より、本株主総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイトにてその旨をお知らせいたします。		

株主様向け会社説明会のご案内

本株主総会終了後、株主様向け会社説明会を開催させていただきます。引き続き、ご参加ください。

【日時】 2025年6月28日（土曜日）第18回定時株主総会終了後

【内容】 事業説明及び質疑応答

注意事項

- 開催時間は、約1時間程度を予定しております。本株主総会終了後、開催前に約10分～15分程度の休憩を設けさせていただく予定です。
- 本説明会は、本株主総会同様にバーチャルオンリー株主総会サイトを通じて、事業説明及び質疑応答を実施いたします。
本説明会にご出席されている株主様は、議長の指示に従ってご質問していただけます。なお、ご質問方法は音声及びテキスト入力 of のそれぞれとすることを予定しております。
- 株主様のご関心が高い事項（事業説明に関するご質問及び経営政策に関するご質問等）について、議長の判断によりご説明させていただきます。
なお、すべてのご質問に対してご説明することができない場合もございます。あらかじめご了承ください。

議決権行使についてのご案内

12頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使



パソコン又はスマートフォンから、議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインID及び仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限

2025年6月27日（金曜日）
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



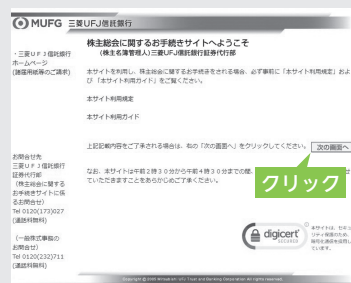
スマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「二次元コード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

！ ご注意

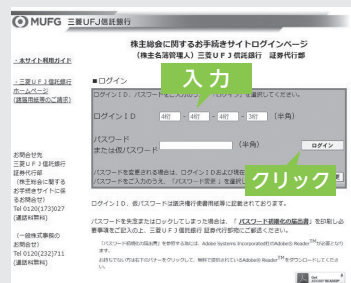
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議決権行使手順

① 議決権行使ウェブサイトへアクセス



② ログインする



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

行使期限

2025年6月27日（金曜日）
午後6時到着分まで

バーチャルオンリー株主総会へのご出席



当社の指定するバーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスし、ログイン後、画面の案内、議長の指示に従って議決権をご行使ください。詳細は「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

株主総会開催日時

2025年6月28日（土曜日）
午前10時

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が、バーチャルオンリー株主総会にご出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合
 - ① 本株主総会において最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効といたします。
 - ② 当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効なものいたします。
- 事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会にご出席されたものの、当日の議決権行使が確認できなかった場合、棄権といたします。

議決権の行使システム等に
関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

バーチャルオンリー株主総会の開催に関する概要

1. バーチャルオンリー株主総会の開催理由

近年、インターネットによる議決権行使やバーチャル株主総会の開催が可能となり、株主総会資料に係る電子提供制度の適用が開始される等、株主総会のデジタル化が推進されています。こうした流れは、株主側にとっての利便性を向上させることに加えて、株主総会運営に伴う会社側の負担軽減にもつながるものと思われます。当社としましては、今後社会全体のデジタル化が加速度的に進行していくであろうことも視野に入れながら、多くの株主様にとって出席しやすく、物理的な会場を不要とすることで運営コストの低減が可能となるバーチャルオンリー株主総会を開催するものであります。

2. バーチャルオンリー株主総会の運営について

本株主総会には、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。バーチャルオンリー株主総会では、議決権のある株主様は、ライブ中継をご視聴いただき、インターネットを通じて、議決権の行使、ご質問及び動議が可能となります。ご出席に必要なウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細につきましては、後記「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

3. ご質問について

株主様は、バーチャルオンリー株主総会にご出席し、インターネットを通じてご質問いただけます。ご質問の方法は、議長の案内に従い、当社指定のバーチャルオンリー株主総会サイトより、本株主総会の目的事項に関する質問事項をお受けいたします。

当日のご質問につきましては、本株主総会の目的事項に関するご質問であって、他のご質問と重複しないものを中心に取り上げることといたします。なお、質疑応答時間に限りがあり、いただいたご質問のすべてに回答できない場合があることについて、あらかじめご了承ください。本株主総会で回答できなかったご質問は、公表が適切でないものを除き、後日、当社ウェブサイトで回答を掲載する予定です。

また、本株主総会の目的事項に関しまして、事前にご質問いただくこともできます。株主様のご関心が高い事項につきましては、本株主総会で取り上げたくうえで、ご説明をさせていただく予定です。

4. 動議について

本株主総会において動議がある場合、本株主総会当日に、議長が指定する方法に従い、当社指定のバーチャルオンリー株主総会サイトより、テキストをご入力いただく形で行っていただきます。議長の指定した方法以外でテキストデータを送信する等、動議であるか否かの判別ができないものは動議として取り上げない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 情報の送受信に用いる通信方法に係る方針内容

(1) 通信障害に関する対策

本株主総会では通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置いたします。もっとも、通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができるようにするため、本株主総会冒頭に、その旨の決議を行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2025年6月29日（日曜日）午前10時より、本株主総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイトにてその旨をお知らせいたします。

(2) インターネットを使用することに支障がある株主様の利益の確保

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットをご使用することに支障のある株主様は、議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

6. 代理出席の取扱いについて

代理人による本株主総会のご出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただきますようお願い申し上げます。

バーチャルオンリー株主総会の運営について

本株主総会は、インターネット上でのみ開催するバーチャルオンリー株主総会です。

株主様が実際にご来場いただく会場はございません。インターネットを経由してバーチャルオンリー株主総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

ご出席に必要なウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。株主総会当日にバーチャルオンリー株主総会サイトからインターネット上でご出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関するご質問、動議の提出等が可能です。

また、同サイト内より事前のご意見・ご質問をお受けいたしますので、是非ご利用ください。

1. 開始日時

開始日時：2025年6月28日（土曜日） 午前10時から

配信時間：2025年6月28日（土曜日） 午前9時30分開始予定

本株主総会の開催にあたり諸注意事項等のご案内を予定しております。

※通信障害等により、本株主総会を上記日時に開催することができない場合、

本株主総会は2025年6月29日（日曜日）午前10時に延期いたします。

2. 株主総会当日におけるご出席及び議決権行使のアクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/UTG-18>



(1) 上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、バーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(2) 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従ってご入力しログインしてください。

※書面による事前の議決権行使をされる場合には、議決権行使書用紙を投函する前に、

「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を必ずお手許にお控えください。

※その他ご不明点に関しては以下URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

3. 当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法

(1) 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、ライブ配信画面上の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

(2) 当日の質問の方法

本株主総会当日は、株主様は以下いずれかの方法により、ご質問できます。

■音声によるご質問

本株主総会では、バーチャルオンリー株主総会サイトからオンライン上で音声によりご質問いただける機会を一定時間設けることといたしました。株主様からの音声による質疑応答をお受けする時間になりましたら、議長がその旨をお伝えいたしますので、ご質問のある株主様は、バーチャルオンリー株主総会サイト上の挙手ボタンをクリックし、その後、議長から指名を受けたあとにご発言ください。質疑応答の具体的な方法は、当社ウェブサイトにもご案内いたしますのであわせてご確認ください。

■テキスト入力によるご質問

本株主総会では、バーチャルオンリー株主総会サイトにログイン後、テキスト入力の方法でも質問することが可能です。ログイン後、ライブ配信画面上の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問の文字数は250文字までとさせていただきます。

テキスト入力によるご質問は、開催当日午前9時30分からお受けし、本株主総会開会后、議長がテキスト入力によるご質問の打ち切りを指示するまでの間といたします。

(3) 当日の動議提出方法

動議をご提出される場合には、ライブ配信画面上の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力ください。

4. 事前質問について

上記「2. 株主総会当日におけるご出席及び議決権行使のアクセス方法」に従ってアクセス・ログインし、ライブ配信画面上の「事前質問をする」ボタンより株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、文字数は250文字までとさせていただきます。

<事前受付期間> 2025年6月6日（金曜日）午前10時から2025年6月22日（日曜日）まで

※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日にご説明させていただく予定です。

5. 代理人によるご出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立つ以下の提出期限までに、「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」等、以下の必要書類のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

<必要書類> ・代理の意思表示を記載した書面（委任状）
・委任する株主様の議決権行使書のコピー
・委任された株主様の議決権行使書のコピー
・メールアドレス

<提出先> 〒141-0022 東京都品川区東五反田1丁目11番15号 電波ビル6F
U Tグループ株式会社 株主総会担当者宛

<提出期限> 2025年6月20日（金曜日）午後6時必着

6. 注意事項

- 株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長が判断した場合、通信を強制的に途絶させていただく場合がございます。また、本株主総会においては、株主様が本株主総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問を送信し続けるなど、バーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じ得る場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。
- 当日は合理的な範囲で通信障害等への対策を行い、安定した配信に努めてまいります。株主様ご利用のパソコン・スマートフォンの不具合や、ご自身の通信環境の不具合等を原因として、バーチャルオンリー株主総会に出席できず、また議決権行使ができないなどにより株主様が被った不利益等について、当社は一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- 本株主総会当日のご出席におきまして、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルについてはサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や、SNS等での映像の公開、転載、複製、録画、録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ID及びパスワードを第三者に伝えることも禁じます。
- 本株主総会に対応している言語は日本語のみとなります点、ご了承ください。
- 当日のバーチャルオンリー株主総会に出席するために推奨される環境は、以下になります。

〈利用推奨環境〉

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360055266634>

- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトをご確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

7. オンデマンド配信等

- 後日、株主総会当日の模様を当社ウェブサイトにてオンデマンド配信することを予定しております。
- オンデマンド配信は、株主総会の映像・音声を利用し、株主様との質疑応答部分等一部を削除や編集して行う予定です。当該オンデマンド配信につきましても、映像や音声データの第三者への提供や、SNS等での映像の公開、転載、複製、録画、録音を禁じます。
- 事前質問及び当日株主総会でなされた質問は、公表が適切でないものを除き、後日、当社ウェブサイトへ回答を掲載する予定です。

8. バーチャルオンリー株主総会に関する当日のお問い合わせ先

＜当日のログイン方法、操作方法等に関するお問い合わせ窓口＞

お問い合わせ先：03-6683-7664（Sharely株式会社ヘルプデスク）

（受付日時：2025年6月28日（土曜日）午前9時～本株主総会及び株主様向け会社説明会終了まで）

議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。） 2 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2 名）は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、取締役 2 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会において審議のうえ、その承認を得ております。また、監査等委員会からは、指名の手続きは適正であり、すべての取締役候補者について適任であるとの意見表明を受けております。

候補者 番 号	氏 名	当社における 現在の地位	出席回数／ 取締役会	取締役 在任期間
1	わか やま よう いち 若山 陽一 再 任	代表取締役会長	16回／18回 (89%)	18年
2	そと むら まなぶ 外村 学 再 任	代表取締役社長	18回／18回 (100%)	6 年

- (注) 1. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に選任された場合は、各候補者は同保険契約の被保険者に含まれることになり、2025年7月に同程度の内容で契約更新する予定であります。当該契約の概要については事業報告「会社の現況」をご参照ください。
2. 若山陽一氏、外村学氏と当社との間にはそれぞれ特別の利害関係はありません。

候補者
番号

1

わかやま
若山
よういち
陽一

再任

生年月日

1971年2月23日生

所有する当社株式数

9,031,178株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年10月 株式会社テンポラリーセンター入社
1991年9月 株式会社クリスタル入社
1994年5月 有限会社セイブコーポレーション設立 専務取締役
1995年4月 エイムシーアイシー有限会社設立 代表取締役社長
1996年7月 日本エイム株式会社（現ＵＴエイム株式会社）代表取締役社長
2007年4月 当社 代表取締役社長
2024年4月 当社 代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

若山陽一氏は、当社創業以降、当社グループの継続的成長のために強いリーダーシップを発揮し、代表取締役会長に就任後も当社グループ事業の発展に尽力してきました。これまでの経験が長期経営ビジョンの実現に向けた次期中期経営戦略や経営方針の策定等に活かされると期待し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

そとむら
外村
まなぶ
学

再任

生年月日

1968年1月21日生

所有する当社株式数

17,299株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	株式会社リクルート入社	2023年4月	当社 執行役員 マニュファクチャリング事業部門管掌 兼 エリア戦略事業部門管掌 兼 戦略投資事業部門管掌 兼 サービス開発部門管掌
2002年4月	同社 ＨＲ本部 総合企画部 ゼネラルマネージャー	2023年4月	ＵＴエイム株式会社 代表取締役
2006年4月	同社 人事部 人事部長 兼 総務部 総務部長	2023年4月	ＵＴコネクト株式会社（現ＵＴエージェント株式会社） 代表取締役
2011年4月	同社 ＨＲカンパニー 新卒領域企画室 カンパニーオフィサー	2023年4月	ＵＴスリーエム株式会社 取締役
2012年5月	株式会社ベルシステム24 執行役	2023年4月	ＦＵＪＩＴＳＵ ＵＴ株式会社 取締役
2014年3月	同社 常務執行役員	2023年4月	ＵＴ エフサス・クリエ株式会社 取締役
2014年3月	株式会社ベルシステム24ホールディングス 執行役員	2023年4月	ＵＴ東芝株式会社 取締役
2017年6月	当社入社 上席執行役員 社長室長	2024年4月	当社 代表取締役社長（現任）
2017年7月	ＵＴライフサポート株式会社 監査役		
2019年6月	当社 取締役		
2020年4月	当社 上席執行役員 経営改革部門管掌		
2022年4月	ＵＴエイム株式会社 取締役		

取締役候補者とした理由及び期待される役割

外村学氏は、豊富な営業経験と経営全般に関する知見を活かし、代表取締役社長として当社のグループ事業の発展を牽引しております。その経験が引き続きサービス基盤及び事業基盤の構築による派遣サービスの質向上、第4次次期中期経営計画の実現、組織力の強化に活かされると期待し、取締役候補者となりました。

以上

ご参考

取締役会・監査等委員会のスキルマトリックス (本株主総会において各候補者が選任された場合)

		属性		求める経験・専門性							
		独立性	ジェンダー	企業経営	人材事業	グローバルビジネス	M & A	事業開発	人事・人材開発	ファイナンス・会計	法務・リスクマネジメント
代表取締役会長	若 山 陽 一			●	●		●	●			
代表取締役社長	外 村 学			●	●				●		
監査等委員である 取締役	井 垣 太 介					●	●				●
	島 宏 一	●		●	●		●		●	●	●
	林 貴 子	●	●	●		●			●		

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は356百万円であり、その主なものは、当社グループのシステムの構築及び事務所の統廃合によるものであります。

② 資金調達の状況

該当事項はございません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年4月に株式会社ビーネックスパートナーズ（ＵＴパートナーズ株式会社に商号変更）の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

2024年5月に株式会社日立茨城テクニカルサービス（ＵＴハイテス株式会社に商号変更）の発行済株式の51%を取得し、連結子会社といたしました。

2024年4月に連結子会社であったＵＴテクノロジー株式会社及びＵＴコンストラクション株式会社の全保有株式を売却し、連結子会社から除外しております。

2025年3月に連結子会社であったHoang Nhan Company Limitedを100%所有するGreen Speed Joint Stock Companyの全保有株式を売却し、両社を連結子会社から除外しております。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ＵＴエიმ株式会社	500百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
ＵＴコネクト株式会社	10百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
ＵＴスリーエム株式会社	10百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
ＦＵＪＩＴＳＵ ＵＴ株式会社	60百万円	51.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
ＵＴ東芝株式会社	90百万円	80.0%	製造業向け人材派遣、プリンティング・ 情報処理サービス事業
ＵＴ ＭＥＳＣ株式会社	30百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
ＵＴ エフサス・クリエ株式会社	100百万円	51.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
ＵＴライフサポート株式会社	10百万円	100.0%	社内福利厚生事業
ＵＴハートフル株式会社	10百万円	— (100.0%)	オフィスサービス事業（特例子会社）
ＵＴパートナーズ株式会社	235百万円	100.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業
ＵＴハイテス株式会社	100百万円	51.0%	製造業向けの人材派遣・請負事業

(注) 1. 議決権比率の（ ）は、間接所有割合を記載しております。

2. 当社は、2024年4月に連結子会社であったＵＴテクノロジー株式会社及びＵＴコンストラクション株式会社の全保有株式を売却いたしました。
3. 当社は、2024年4月に株式会社ビーネックスパートナーズ（ＵＴパートナーズ株式会社に商号変更）の発行済株式のすべてを取得いたしました。
4. 当社は、2024年5月に株式会社日立茨城テクニカルサービス（ＵＴハイテス株式会社に商号変更）の発行済株式の51%を取得いたしました。
5. 当社は、2025年3月にHoang Nhan Company Limitedを100%所有するGreen Speed Joint Stock Companyの全保有株式を売却いたしました。
6. ＵＴコネクト株式会社（2025年4月にＵＴエーエージェント株式会社に商号変更）は、2025年4月にＵＴパートナーズ株式会社を吸収合併いたしました。

2 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	若山 陽一	—
代表取締役社長	外村 学	執行役員 マニファクチャリング事業部門管掌 エリア戦略事業部門管掌 戦略投資事業部門管掌 サービス開発部門管掌 ＵＴエイム株式会社 代表取締役 ＵＴコネクト株式会社 代表取締役 ＵＴスリーエム株式会社 取締役 ＵＴパートナーズ株式会社 取締役
社 外 取 締 役 （監査等委員）	井垣 太介	弁護士法人西村あさひ法律事務所 法人社員弁護士 エン・ジャパン株式会社 社外取締役（監査等委員）
社 外 取 締 役 （監査等委員）	島 宏一	公益財団法人塩事業センター 非常勤理事 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役 株式会社コスモスイニシア 社外取締役 グリーホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
社 外 取 締 役 （監査等委員）	林 貴子	ISO TC260 国内審議委員会委員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 三井住友カード株式会社 常務執行役員 株式会社小森コーポレーション 社外取締役

- (注) 1. 当社の監査等委員会は、内部統制システムが適切に構築・運用されているかを監視し、内部監査部門その他内部統制所管部門並びに会計監査人と連携し、組織的な監査を行える体制にあります。そのため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 当社は、島宏一氏及び林貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として選任し、同取引所へ届け出ております。
3. 外村学氏及び島宏一氏は、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
4. 井垣太介氏は、エン・ジャパン株式会社の監査等委員である社外取締役であります。当社グループは、同社に求人に関する広告掲載料等を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。

5. 林貴子氏は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの執行役員であります。当社グループと同社子会社の株式会社三井住友銀行との間には資金借入の取引がありますが、当事業年度末時点における同行からの借入額は当社の連結総資産額の5%未満であり、さらに、同行は複数ある借入先の一つであるため、資金調達において代替性がない程度にまで依存している借入先ではありません。また、同氏は、三井住友カード株式会社の常務執行役員であります。当社グループは、同社にクレジットカード利用料等を支払っておりますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であります。その他、同氏は株式会社小森コーポレーションの社外取締役であります。当社グループと同社との間に事業取引に関する実績がありますが、当事業年度における取引額の割合は、連結売上高の1%未満であります。
6. 当社は、経営監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任時の会社における地位	退任年月日
佐々木 裕 子	監査等委員である 取締役	2024年6月22日退任（任期満了）
水 上 博 和	監査等委員である 取締役	2024年6月22日退任（任期満了）

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及びすべての当社子会社の役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としており、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が法令違反であることを認識した行為や、被保険者の犯罪行為等に起因して生じた損害については填補の対象外としております。

⑤ 取締役の報酬等

a. 当社の取締役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下⑤aからcにおいて同じ）の個人別の報酬等の決定方針を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役のうち業務執行取締役の報酬は、役員報酬規程に基づき、同規程において定めた格付テーブルを基準とする基本報酬と業績連動報酬並びに非金銭報酬により構成されるものとする。業務執行取締役の金銭報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績連動報酬により構成され、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬については、独立性・客観性を保つ観点から基本報酬のみを支払うこととし、非金銭報酬については株主総会決議に基づき適宜支給する。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、業務執行を条件とした金銭による固定報酬とする。基本報酬の金額は、株主総会決議の範囲内で、取締役会決議に基づき決定する。

ハ. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、業績連動報酬の額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬とは、法人税法第34条第1項第3号に定める利益の状況を示す指標を基礎とする現金報酬であり、期初に定める社内目標達成を支給条件に、毎年6月に、以下の方法によって決定のうえ、支給する。

- i. 業績連動報酬総額の上限は、連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」（以下「連結当期純利益」という。）の3%（円未満切捨て）とする。
- ii. iによって算定した総額から、業務執行取締役の個々の業績達成度に応じた配分方法を決定する。
- iii. 業績連動報酬は、対外予算未達成時、及び連結当期純利益が期初に定める水準に満たない場合には支給しない。なお、報酬付与対象の役員による不祥事が発覚した場合は、当該不祥事が行われた期間の業績連動報酬は返金するものとする。支給前に不祥事が発覚した場合は、当該不祥事が行われた期間の業績連動報酬は支給しないものとする。

二. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬については、株主総会決議によってその内容を定め、必要に応じて、取締役会において当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議し、必要な手続を履践したうえで支給する。

ホ. 基本報酬の額、業績連動報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向、各種類の金額規模等を考慮して決定する。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき決定する。

b. 報酬等の決定プロセス

当社は、取締役の報酬等の決定に際して、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで当該答申を尊重し、株主総会で承認を受けた報酬総額の枠内で、各取締役に対する基本報酬及び業績連動報酬を取締役会にて決定しております。基本報酬は、各社内取締役の職務難易度、責任範囲等の要素を基準として定められた各人のグレードに基づき、所定の報酬テーブルに応じて算出しております。業績連動報酬は、各人の担う役割に応じて設定した基準額及び、電子提供措置に伴う書面から除く事項「財産及び損益の状況の推移」に記載された、当社の重要な経営指標である各利益指標を総合的に勘案し、達成度合いに応じた係数及び個人評価を連動させて支給額を決定しております。

c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査等委員会からは、当事業年度における取締役の報酬決定の手続きは適正であり、報酬体系・報酬額の算出方法等から報酬等の内容は相当であるとの意見表明を受けております。

d. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	60 (—)	60 (—)	—	—	2 (0)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	27 (27)	27 (27)	—	—	5 (5)
合 計 （うち社外役員）	87 (27)	87 (27)	—	—	7 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月25日開催の第15回定時株主総会において年額500百万円以内（当該株主総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名。ただし使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月25日開催の第15回定時株主総会において年額100百万円以内（当該株主総会後の監査等委員である取締役4名）と決議いただいております。
3. 上記の監査等委員である取締役の支給人員には、2024年6月22日開催の第17回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査等委員である取締役2名を含んでおります。

e. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はございません。

f. 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額
該当事項はございません。

株 主 各 位

第18回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第18期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

事業報告	当連結会計年度の事業の状況 財産及び損益の状況の推移 対処すべき課題 主要な事業内容 主要な営業所 使用人の状況 主要な借入先の状況 その他企業集団の現況に関する重要な事項 株式の状況 新株予約権等の状況 その他株式に関する重要な事項 会社役員の状況 会計監査人の状況 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 （ご参考）コーポレート・ガバナンス強化への取り組み 剰余金の配当等の決定に関する方針
連結計算書類	連結貸借対照表 連結損益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結注記表
計算書類	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表
監査報告書	連結計算書類に係る会計監査報告 計算書類に係る会計監査報告 監査等委員会の監査報告

U T グループ株式会社

当連結会計年度の事業の状況

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、企業収益や雇用環境の改善のもと、国内景気は緩やかな回復基調となりました。鉱工業生産の業種別では、電子部品・デバイス工業等で持ち直しの動きが見られたものの、輸送機械工業で一部メーカーの生産停止の影響等一進一退の推移となり、力強さに欠ける状況となりました。これらを背景として、生産工程の有効求人倍率は、2025年2月では1.63倍（2023年11月は1.66倍）と、人材需給のひっ迫はやや緩やかな状況となっています。（※1）

このような状況の下、当社グループは、最終年度を2026年3月期とする第4次中期経営計画ローリングプランを遂行してまいりました。国内の生産年齢人口の減少によって製造業においても人手不足が深刻化する中、当社グループは、「派遣」という働き方そのものをサービスとして捉え、一人でも多くの人に働く機会を提供することを目指し、月間2,000名の採用を常態化することに注力しております。製造派遣で働く人に最も選ばれる派遣会社となるため、製造派遣分野に経営資源を集中させ、強固な事業基盤を構築することで、圧倒的な市場シェアの獲得を目指してまいります。

当社グループは、来たる人材需要回復局面に備え、月間2,000名採用の常態化を圧倒的な市場シェア獲得のための重要指標と設定し、2024年3月には、当社グループとして初めて月間で2,000名を大幅に超過する中途採用を実現しました。しかしながら、月間2,000名採用の常態化を実現していくための課題も顕在化しており、当連結会計年度では、現場管理の強化及び新規求人案件の獲得等の営業活動の最大化等、その課題の解決に注力しました。

加えて、2024年4月1日付で株式会社オープンアップグループの製造派遣領域の事業子会社である株式会社ビーネックスパートナーズの全株式を取得するとともに、当社の連結子会社であるIT技術者派遣のUTテクノロジー株式会社、及び建設技術者派遣のUTコンストラクション株式会社の全株式を株式会社オープンアップグループに譲渡しました。併せて、2024年5月1日付で株式会社日立製作所より株式会社日立茨城テクニカルサービスの51%の株式を取得し、連結子会社化しました。

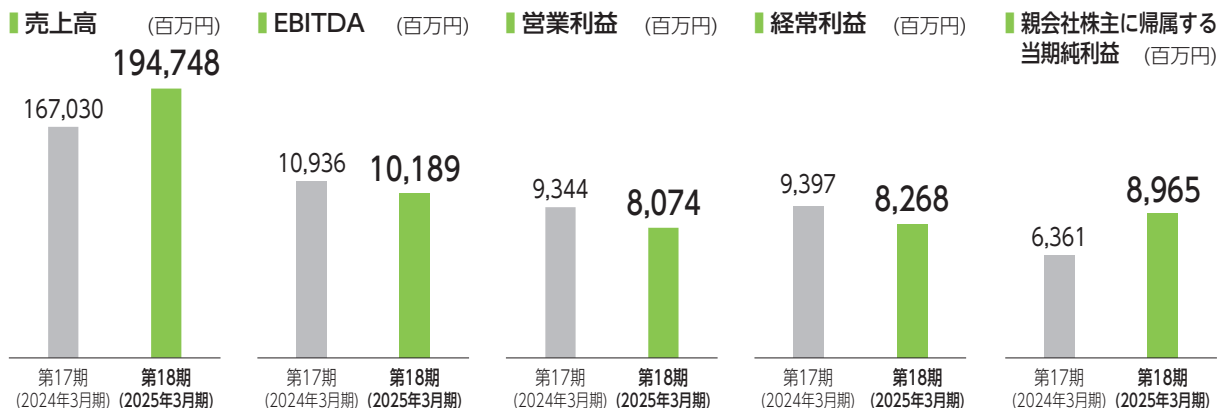
以上の結果、当連結会計年度における業績は、連結累計期間における過去最高となる売上高194,748百万円（前年同期167,030百万円、16.6%の増収）、EBITDA（※2）10,189百万円（前年同期10,936百万円、6.8%の減少）、営業利益8,074百万円（前年同期9,344百万円、13.6%の減益）、経常利益8,268百万円（前年同期9,397百万円、12.0%の減益）、親会社株主に帰属する当期純利益も連結累計期間における過去最高となる8,965百万円（前年同期6,361百万円、40.9%の増益）、技術職社員数は70,200名（前年同期48,771名、21,429名の増加）となりました。なお、上述のUTテクノロジー株式会社及びUTコンストラクション株式会社の譲渡により、当連結会計年度において、関係会社株式売却益として約59億円の特別利益を計上しております。

※1. 出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」

※2. EBITDA＝営業利益＋減価償却費（有形・無形固定資産）＋のれん償却額

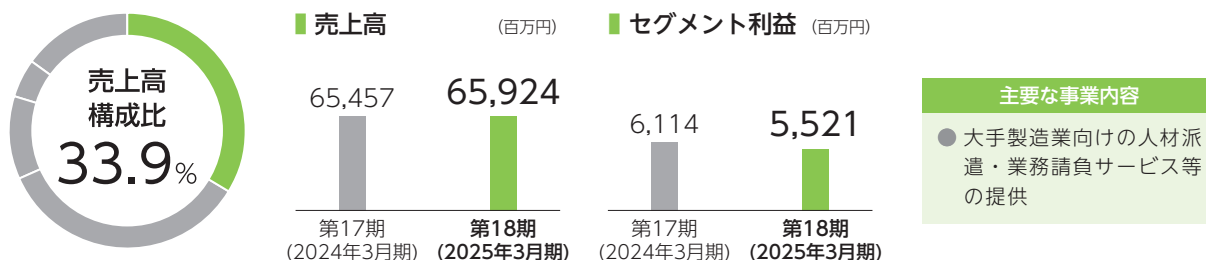
売上高	194,748 百万円	前期比	16.6 %	↗
EBITDA	10,189 百万円	前期比	6.8 %	↘
営業利益	8,074 百万円	前期比	13.6 %	↘
経常利益	8,268 百万円	前期比	12.0 %	↘
親会社株主に帰属する 当期純利益	8,965 百万円	前期比	40.9 %	↗
技術職社員数	70,200 名	前期比	21,429 名	↗

(注) 当連結会計年度における技術職社員数（70,200名）に比して、後記「企業集団の使用人の状況」における2025年3月31日現在の使用人数（36,344名）が大幅に少なくなっております。これは2025年3月にGreen Speed Joint Stock Companyの全保有株式を売却し、連結子会社から除外したことによるものであります。



セグメント毎の経営成績は、以下のとおりであります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「マニファクチャリング事業」「エリア事業」「ソリューション事業」「エンジニアリング事業」「海外事業」の5セグメントから、「マニファクチャリング事業」「エリア事業」「ソリューション事業」「日系人材事業」「ベトナム事業」の5セグメントに変更しております。また、当連結会計年度より、報告セグメント毎の業績をより適切に管理するため、本社費用等については配分方法をより合理的な基準に変更し、各報告セグメントへ配分しております。

マニファクチャリング事業

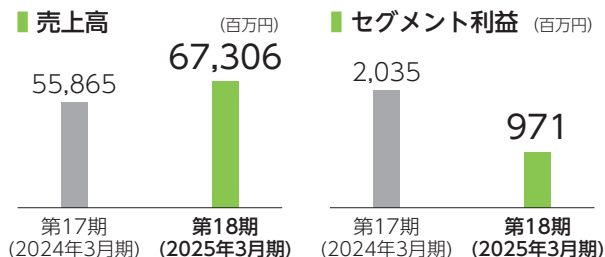
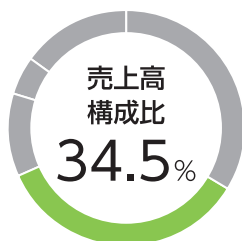


旧セグメントの「マニファクチャリング事業」から構成する会社は変更ありません。サブセグメントとして、「産業・業務用機械関連分野」「エレクトロニクス関連分野」「輸送機器関連分野」「その他」に区分し、当社グループが中核とする大手製造業向け人材サービスに特化するセグメントであります。

当連結会計年度では、半導体の在庫調整局面が底を打ち、人材需要は第1四半期から第2四半期にかけて回復に転じたものの、想定していた水準には達しませんでした。輸送機器関連分野においては一部自動車関連メーカーの一部車種の生産が再開し、人材需要は下期にかけて回復傾向にあります。

以上の結果、売上高65,924百万円（前年同期65,457百万円、0.7%の増収）、セグメント利益5,521百万円（前年同期6,114百万円、9.7%の減益）、技術職社員数11,533名（前年同期11,672名、139名の減少）となりました。

エリア事業



主要な事業内容

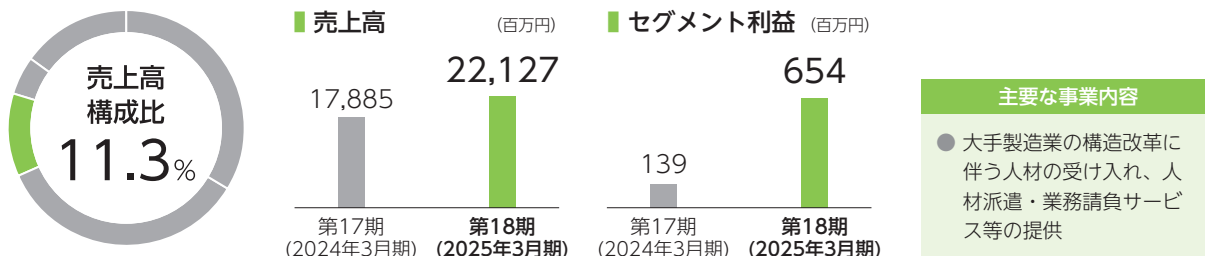
- 地域密着型の人材派遣・業務請負サービス等の提供

旧セグメントの「エリア事業」から日系人材の派遣サービスを営むUTスリーエム株式会社を切り離し、2024年4月1日付で新規に連結子会社となった株式会社ビーネックスパートナーズ（新商号 UTパートナーズ株式会社）を当セグメントに組み入れ、地域密着型の人材サービスを展開するセグメントであります。

当連結会計年度は、応募者獲得に向けて、新規求人案件の獲得等の営業活動に注力しました。また、事業規模の拡大に向けた営業活動、採用活動及び現場管理における人的リソースの再構築も進めました。

以上の結果、売上高67,306百万円（前年同期55,865百万円、20.5%の増収）、セグメント利益971百万円（前年同期2,035百万円、52.3%の減益）、技術職社員数16,725名（前年同期14,375名、2,350名の増加）となりました。

ソリューション事業

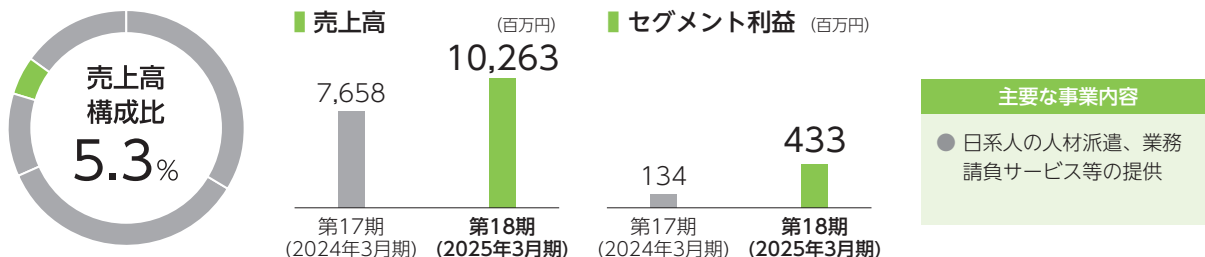


旧セグメントの「ソリューション事業」から事業内容の変更はありません。大手製造業の構造改革に伴う人材を受け入れ、人材サービスを提供するセグメントであります。東芝グループ、富士通グループ及び日立グループと資本関係のある事業子会社等で構成されています。なお、構成する会社といたしましては2024年5月1日付で新規に連結しました株式会社日立茨城テクニカルサービス（新商号 UTハイテス株式会社）を、当該セグメントに加えております。

当連結会計年度は、新たなソリューション案件の獲得に向けた営業活動を強化しました。UT東芝株式会社においては、今後の半導体関連の需要増も鑑み、上期を中心に2025年の大学新卒の採用活動を強化しました。F U J I T S U UT株式会社及びUT エフサス・クリエ株式会社では、元傘下グループ外への営業活動や新たな領域での提案活動に注力しました。

以上の結果、売上高22,127百万円（前年同期17,885百万円、23.7%の増収）、セグメント利益654百万円（前年同期139百万円、367.4%の増益）、技術職社員数3,673名（前年同期3,315名、358名の増加）となりました。

日系人材事業

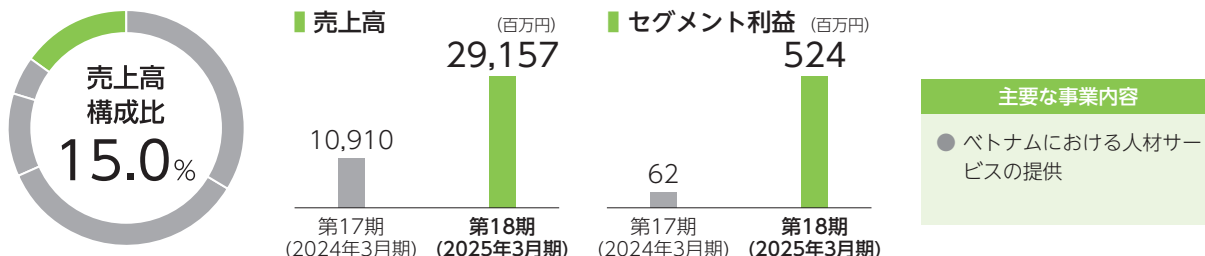


旧セグメントの「エリア事業」から切り出したUTスリーエム株式会社に構成するセグメントであります。当該事業子会社は創業から37年、日本の製造業向けに日系ブラジル人派遣を強みとする事業を展開しております。

当連結会計年度は、日系4世の在留資格要件緩和の制度改正等を背景として、製造業における人手不足の深刻化に対するソリューションとして、製造業に対する日系ブラジル人材の活用についての理解を深めていただくとともに、採用基盤の構築に注力しました。

以上の結果、売上高10,263百万円（前年同期7,658百万円、34.0%の増収）、セグメント利益433百万円（前年同期134百万円、221.3%の増益）、技術職社員数2,358名（前年同期2,231名、127名の増加）となりました。

ベトナム事業



旧セグメントの「海外事業」から構成する会社は変更ありませんが、セグメント名称を変更しております。Green Speed Joint Stock Company を中心にベトナム国内で急速に拡大する製造業への人材派遣等の人材サービスを展開しております。

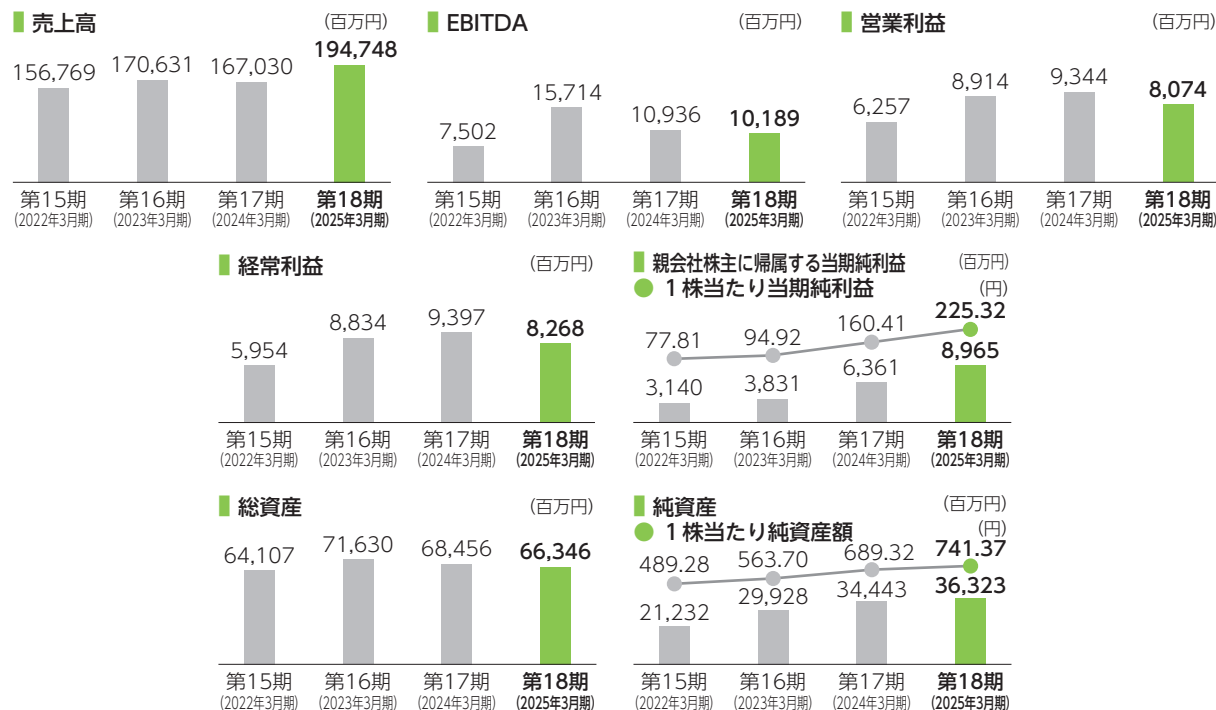
当連結会計年度は営業活動地域を拡大するべく、従前より拠点を有するホーチミン市を中心とする南部地域から、ハノイ市を中心とする北部地域まで活動範囲を広げ、案件獲得に注力しました。また、前連結会計年度において停滞していた製造領域の人材需要は、徐々に回復基調となっておりました。加えて、前連結会計年度に強化していたサービス領域の人材需要も引き続き堅調に推移しました。これに伴い、採用活動を強化し、技術職社員数が大きく純増しました。

以上の結果、売上高29,157百万円（前年同期10,910百万円、167.2%の増収）、セグメント利益524百万円（前年同期62百万円、740.2%の増益）、技術職社員数35,911名（前年同期15,693名、20,218名の増加）となりました。

なお、ベトナム事業につきましては、決算日が12月末日であることから実績を3ヶ月遅れで計上しております。2025年3月17日に公表しました「連結子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」のとおり、当社の連結子会社であるGreen Speed Joint Stock Companyについて、2025年3月27日付で当社が保有する全株式をLe Van Hoang 氏に譲渡したことに伴い、当連結会計年度に限り、2024年1月から2025年3月までの15か月分の実績を計上しています。

財産及び損益の状況の推移

区分		第15期 (2022年3月期)	第16期 (2023年3月期)	第17期 (2024年3月期)	第18期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	156,769	170,631	167,030	194,748
EBITDA	(百万円)	7,502	15,714	10,936	10,189
営業利益	(百万円)	6,257	8,914	9,344	8,074
経常利益	(百万円)	5,954	8,834	9,397	8,268
親会社株主に帰属 する当期純利益	(百万円)	3,140	3,831	6,361	8,965
1株当たり当期純利益	(円)	77.81	94.92	160.41	225.32
総資産	(百万円)	64,107	71,630	68,456	66,346
純資産	(百万円)	21,232	29,928	34,443	36,323
1株当たり純資産額	(円)	489.28	563.70	689.32	741.37



対処すべき課題

当社グループの事業面に関する対処すべき課題は、以下のとおりであります。

1. 景気変動の影響を受けにくい事業基盤の構築

当社グループの事業は、製造工場の生産現場を中心とした職種への人材派遣や製造請負の占める割合が高いため、景気変動、自然災害及び感染症等の事象に影響される派遣先企業の生産調整によって、人材需要低下等の影響を受けやすい構造にあります。従来はマニファクチャリング事業において、半導体・電子部品関連分野の割合が高かったことから、シリコンサイクルの影響を低減するため、異なる製品分野への分散を図ってまいりました。分散化により、個別の製品分野に対する生産変動への耐性は高まったものの、経済全体の減速に伴いすべての製品分野において生産量の減少が生じた際には、依然として解約リスクをゼロにすることは難しいと認識しています。

そのため、大幅な景気後退が生じた際の解約リスクを低減するための顧客工場内シェアの拡大や製造業の中でも景気変動の影響を受けにくい製造技術領域等の職種開拓を進めております。併せて、職業紹介事業に参入し求人数も拡充することで地域ごとの多様な人材需要を満たすエージェント事業の強化を進め、シリコンサイクル等の景気変動の影響を受けにくい事業基盤を構築してまいります。

2. 恒常的な欠員確保

当社グループの事業は、派遣先企業で働く派遣労働者を当社グループで正社員として無期雇用することで、はたらく人の雇用の安定化と企業へのフレキシビリティの提供を両立させております。この事業モデルを機能させるためには、ある職場で人員が余剰となった際に、異なる職場への配置転換を迅速に行わなければなりません。そのため、全国各地の職場において、欠員（受注残）を恒常的に確保しておくための活動が必要となります。

当社グループでは、人材管理とともに顧客への提案活動を行う管理者を顧客毎に配置して欠員の確保を行っております。また、事業部毎に設置した営業組織により、事業会社を横断したサービス提案や新規顧客開拓等の活動を通じた欠員の確保を行っております。

3. 多様な人材の活用推進と安定的な採用体制の構築

わが国では、少子高齢化によって生産年齢人口の減少が続いており、将来的にもこのトレンドが継続するものと予測されております。当社グループの技術職社員の多くが若年層であり、中長期的にはこの影響を大きく受けることから、人材採用が困難になる可能性があります。

このような環境の中、女性・シニア・外国人など多様な属性の人材が活躍できる職場を増やしていくことが重要課題であると認識しています。このため当社グループでは、新たな顧客企業の開拓を進めるとともに、従業員から寄せられる職場改善に関する意見や求職者のニーズをもとに、顧客企業側により多様な人材を受け入れることができる職場づくりの提案を積極的に行っております。

当社グループは、求人広告をはじめとする様々な採用媒体の活用や当社グループ独自の求人サイトの構築、応募から入社までにかかるプロセスの短縮化等を実施し、安定的に人材を採用するための改善を進めてまいります。

4. 技術職社員の離職率低下とエンゲージメント向上

当社グループが属する製造派遣業界における派遣社員の離職率は、いわゆる正規雇用と呼ばれる正社員と比較すると高水準と言われており、流動性が高いことが特徴となっております。当社グループとしては、社員のキャリアのための離職については自由に認める一方で、職場や条件のミスマッチによる離職は、エンゲージメントの低下としてリスクと捉えています。エンゲージメントの向上のためには社員の望んだ業務・職場で働ける必要があります。そのため、求人数の拡大によるマッチングの改善・退職者への案件の継続紹介・入社フローのスキップにより再入社を推進をし、より良い職場を社員が見つけれられるように支援しております。また勤務後には就業サポートスタッフを職場に配置するなど、エンゲージメントの低下を解決できる体制を構築しております。併せて、半導体領域においてはエンジニアへのステップアップの制度を用意し支援を進めています。

社員のニーズに応じていくことでエンゲージメントが高い状態を維持し、当社グループで働きたいと思う社員の増加を目指します。結果として望まない離職をする社員を減らし離職率の低下に繋げていきます。

5. 派遣単価と技術職社員の賃金の上昇

わが国では、少子高齢化によって生産年齢人口の減少が続いており、労働市場の売手市場化が進むことで、採用難易度が高まっていくものと予想されます。

そのような採用市場の見通しの中、当社グループは顧客企業からの人材ニーズに応じていくために、より多くの求職者から選ばれ続け、かつ技術職社員の定着を図る必要があります。そのために求職者や技術職社員一人ひとりの経歴、スキル、パフォーマンス等を適正に評価し、派遣単価に反映するとともに技術職社員が適正な賃金を得られる環境の実現に取り組んでまいります。

6. 経営管理・事業運営体制の強化

当社グループは、持続的に高い売上高を達成し、利益成長を続けることを目指しております。それに伴い、経営管理や事業運営を行う人員を育成・確保するとともに、事業規模に応じた組織基盤を確立させることが欠かせません。

このため当社グループでは、これらの経営管理や事業運営を支える人員の確保・育成とともに、柔軟な組織運営やそれを支える業務システムの構築等を重要課題として取り組んでおります。

7. コーポレート・ガバナンスと内部統制体制の継続的な強化

当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現するためにはコーポレート・ガバナンス体制の強化が重要であると認識しております。

当社グループは、的確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制とそれを適切に監督・監視する体制の構築を図っております。経営の健全性や透明性を確保する観点から、今後も事業規模に応じたコーポレート・ガバナンス体制の強化を継続的に図ってまいります。また、企業規模の拡大やグループ会社の増加に伴い内部統制の重要度が増してきていることから、グループ全体での内部統制につきましても継続的な強化を図ってまいります。

8. M&Aによる事業拡大

当社グループの主力事業である製造業向け人材派遣事業は、業界に先駆けた無期雇用派遣と高い人材供給力や高品質な人材育成・管理体制によって、特に大企業において大きなシェアを獲得しております。一方、地域における職場数や技術者領域や事務領域等の製造工程以外での職種等、当社グループが未だ競争力を発揮できていない領域があります。これらの今後開拓すべき事業領域では、M&Aが有効な手段であると考えております。

当社グループは、採用・育成プラットフォームや既存事業とのシナジーを考慮した上で、ターゲット企業に対して事業の評価を行い、企業価値の向上に資するM&A戦略を推進してまいります。また、買収後にはガバナンス強化を行い早期にグループシナジーが実現できる体制を構築してまいります。

9. 業務プロセスの効率化とITによるグループ共通業務基盤の構築

当社グループの各拠点における採用・営業・事務等の業務には、帳票類やプロセスの標準化等、システム導入による効率化の余地があると認識しております。

当社グループでは、課題の抽出やITによる効率化の可能性の検討を重ね、段階的にシステム導入を進めております。今後もシステム改善を行い、業務プロセスの効率化を図ってまいります。

10. 外国人材の活用促進

わが国では、生産年齢はもとより総人口の減少が続いており、将来的にもこのトレンドは継続するものと予測されております。2019年4月に施行された改正入国管理法では、新たな在留資格が創設される等、外国人材を受入れるための法整備が進んでおります。

当社グループは、2017年より外国人技能実習生を対象とした労務管理代行事業を開始し、企業が外国人材を活用する際に、外国人材の権利保護等のコンプライアンスを遵守する体制を構築してまいりました。

現在わが国では「技能実習制度」の見直しが進められていますが、当社グループは新制度「育成就労制度」においても外国人材が日本国内で継続的に働くための受入れ環境の整備や就労支援に取り組む考えです。

加えて、日系人材を海外から招聘する・国内在住の日系人材を採用するためのネットワークの強化と安心して働くことのできる職場環境づくりを進めてまいります。

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業部門	事業内容
マニファクチャリング事業	大手製造業向けの人材派遣・業務請負サービス等の提供
エリア事業	地域密着型の人材派遣・業務請負サービス等の提供
ソリューション事業	大手製造業の構造改革に伴う人材の受け入れ、人材派遣・業務請負サービス等の提供
日系人材事業	日系人の人材派遣・業務請負サービス等の提供
ベトナム事業	ベトナムにおける人材サービスの提供

主要な営業所（2025年3月31日現在）

会社名	本社所在地	事業拠点数
UTグループ株式会社	東京都品川区	—
UTエイム株式会社	東京都品川区	22
UTコネクト株式会社	東京都品川区	51
UTパートナーズ株式会社	東京都品川区	12
UTスリーエム株式会社	東京都品川区	7
F U J I T S U U T 株式会社	東京都品川区	3
UT エフサス・クリエ株式会社	神奈川県川崎市	3
UT東芝株式会社	神奈川県川崎市	5
UT M E S C 株式会社	茨城県ひたちなか市	1
UTハイテス株式会社	茨城県日立市	1
UTライフサポート株式会社	東京都品川区	—
UTハートフル株式会社	東京都品川区	1

使用人の状況（2025年3月31日現在）

1. 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
マニファクチャリング事業	11,800名	△147名
エリア事業	17,283名	2,550名
ソリューション事業	3,929名	376名
日系人材事業	2,471名	154名
全社（共通）	861名	△29名
旧エンジニアリング事業	—	△1,552名
旧海外事業	—	△18,475名
合 計	36,344名	△17,123名

- (注) 1. 使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 2024年4月1日付の組織再編に伴い、従来報告セグメントとしていた「エリア事業」を「エリア事業」及び「日系人材事業」に分けて記載する方法に変更しております。そのため、前連結会計年度末の使用人数を変更後の区分に組み替えた上で、セグメント別使用人数の増減を計算しております。
4. エリア事業における使用人数が前連結会計年度末と比べ大幅に増加しております。これは2024年4月に株式会社ビーネックスパートナーズ（新商号 U Tパートナーズ株式会社）の全株式を取得し、連結子会社に加えたことによるものであります。
5. 合計使用人数が前連結会計年度末と比べ大幅に減少しております。これは2024年4月にU Tテクノロジー株式会社及びU Tコンストラクション株式会社、2025年3月にGreen Speed Joint Stock Companyの全保有株式を売却し、連結子会社から除外したことによるものであります。なお、ご参考として、表中には旧エンジニアリング事業及び旧海外事業の前連結会計年度末時点の使用人数を減少分として記載しております。

2. 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
368名	△525名	38.6歳	5.9年

- (注) 1. 使用人数は、就業人数であり、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。
2. 使用人数が前事業年度末と比較して大幅に減少しております。これは、当事業年度中において組織構造の再編及び大規模な人員再配置の実施を決定したことに伴う集計方法の見直しの結果、当事業年度より特例子会社であるU Tハートフル株式会社を集計対象から除外したことによるものであります。

主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

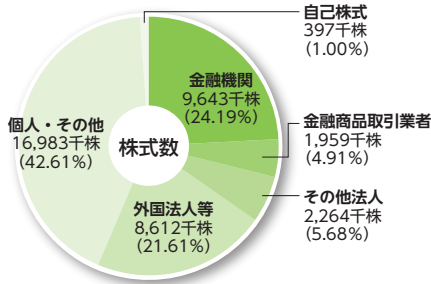
借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,822百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,522百万円
株式会社三井住友銀行	1,660百万円
株式会社りそな銀行	450百万円
株式会社横浜銀行	439百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

株式の状況（2025年3月31日現在）

- 1. 発行可能株式総数 160,000,000株
- 2. 発行済株式の総数 39,860,383株
- 3. 株主数 14,520名
- 4. 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
若 山 陽 一	9,031,178 株	22.89%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,160,200 株	13.08%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	2,192,500 株	5.56%
株式会社Lei Hau'oli	1,817,200 株	4.60%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,792,500 株	4.54%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	647,596 株	1.64%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	623,658 株	1.58%
U T グループ社員持株会	524,945 株	1.33%
JPモルガン証券株式会社	483,818 株	1.23%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	429,471 株	1.09%

(注) 発行済株式の総数には、当社保有の自己株式397,451株が含まれております。また、持株比率は、自己株式397,451株を控除して計算しております。

- 5. 職務執行の対価として交付した株式
該当事項はございません。

新株予約権等の状況

1. 2020年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権の状況

(1) 新株予約権の数

80,726個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式8,072,600株（新株予約権1個につき100株）

(3) 新株予約権の発行価額

1個につき7,480円

(4) 新株予約権の行使価額

1株につき1,859円

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2021年5月1日から2028年4月30日まで

(6) 当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数 (当社取締役)
当社取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	1,250個	普通株式 125,000株	1名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

・新株予約権者は、2021年3月期から2027年3月期の各事業年度において、以下の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、本新株予約権を行使することができる。

(i) 2021年3月期から2024年3月期までのいずれかの事業年度において、EBITDAが150億円以上の場合

(ii) 2021年3月期から2025年3月期までのいずれかの事業年度において、EBITDAが200億円以上の場合

(iii) 2021年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度において、EBITDAが300億円以上の場合

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む。）を加算した額とする。なお、EBITDAの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む。）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDAの額が適用される。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ・新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由があるとして当社の取締役会で承認された場合は、この限りではない。
 - ・新株予約権者が死亡した場合（当該新株予約権者が前項の要件を満たす場合に限る。）、当該新株予約権者の相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権の行使期間内において、承継したすべての新株予約権を一括してのみ行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。前項は、権利承継者には適用しない。
 - ・本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ・各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項は以下のとおりであります。
- ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記に定める資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 当社取締役の保有者数は2025年3月31日時点の状況を記載しております。なお、当社取締役の若山陽一氏は、同氏が保有する本新株予約権63,023個（目的となる普通株式の数 6,302,300株）について、株式会社若山陽一事務所に対し2021年8月にこれを譲渡しております。株式会社若山陽一事務所は同氏が議決権割合の100%を所有する資産管理会社であるところ、本件は譲渡人である同氏が資産管理会社に本新株予約権を譲渡するものであり、本新株予約権行使による実質的な利益の帰属は本新株予約権の譲渡前後で変更ありません。

2. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- | | |
|---------------|---|
| ア. 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| イ. 取得した株式の総数 | 795,900株（うち当事業年度中の取得数397,300株） |
| ウ. 株式の取得価額の総額 | 1,619,846,000円（うち当事業年度中の取得価額890,365,400円） |
| エ. 取得期間 | 2025年2月13日～2025年4月14日（約定ベース） |

会社役員の状況

1. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

2. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要

会社における地位及び氏名		活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要	出席率
取締役 (監査等委員)	井垣 太介	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。企業法務のスペシャリストとしての幅広い経験と専門知識を活かし、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から助言・提言を行っております。また、監査等委員会やガバナンス検討会への出席、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で監督機能を担いました。	取締役会 100% 監査等委員会 100%
取締役 (監査等委員)	島 宏一	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。複数の上場会社における社外取締役、監査役等としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会、コンプライアンス・リスク管理会議及びガバナンス検討会への出席や指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で監督機能を担いました。	取締役会 100% 監査等委員会 100%
取締役 (監査等委員)	林 貴子	社外取締役就任後に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。人事制度改革、働き方改革、ダイバーシティ推進などの人事領域での豊富な経験と知識に基づき、当社事業への助言・提言を行っております。また、監査等委員会やガバナンス検討会への出席、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で監督機能を担いました。	取締役会 100% 監査等委員会 100%

(注) 林貴子氏は、2024年6月22日開催の第17回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会及び監査等委員会への出席回数は、就任後の回数を記載しております。

会計監査人の状況

1. 名称

仰星監査法人

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるＵＴエイム株式会社は、仰星監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき同意しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「コーポレート・ガバナンス基本方針」を決議し、当社ウェブサイトにて公表するとともに、同方針に基づくコーポレート・ガバナンスの実効性に関する方針として、「コンプライアンス基本方針」「リスクマネジメント基本方針」「情報セキュリティ基本方針」を制定しております。当社としては、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要事項の一つとして位置付け、継続的な強化を図ります。

また、当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

取締役会は、内部統制システムの不断の見直しによる継続的な改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ全体に影響を及ぼす経営業務執行上の重要な事項については、取締役会において決定する。代表取締役は、会社の業務執行状況及び重要と認められる事項について取締役会に報告する。また、取締役の業務執行に関する監督機能を維持強化するため、社外取締役を選任する。
- ② 取締役会の諮問機関として、コンプライアンス担当部署を管掌する部門の責任者を議長とし、社外弁護士も参加するUTグループコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、当社及び当社グループにおけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議、法令遵守及び公正な職務執行を確保するための必要事項の検討並びに法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行う。
- ③ 「行動規範」及び「UTグループコンプライアンス行動規範」において、法令や社会的規範及び社内規程等のルールを遵守して適正な行動をとることを規定し、当社及び当社グループの役員及び従業員が遵守することを周知する。
- ④ コンプライアンス推進については、「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及び当社グループの役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。

- ⑤ 内部通報制度を設け、組織的又は個人的な法令違反行為ないし不正行為等に関する相談又は通報の適切な処理の仕組みにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の機動性の向上を図る。
- ⑥ 内部監査室を設置し、経営組織の整備状況、業務運営の準拠性、有効性及び効率性を検討、評価、報告することにより、内部統制の維持・改善を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、法令並びに「文書管理規程」及び「取締役会規程」に基づき、取締役会の議事録とそれらの資料等の適切な保存及び管理を行う。
- ② 情報の管理や保存期間等については、「情報セキュリティ管理規程」及び「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を定め、情報の保存及び管理体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議において、当社及び当社グループにおける管理すべきリスクの種類を把握し、そのリスクの管理・評価を行い、リスク発生の未然防止を図るとともに、リスクが発生した場合の損失の最小化及び再発防止策の策定を行う。
- ② 有事においては、被害を最小限にすることを目的とした「有事対応に関する規程」に準じて迅速かつ適切に対処する。また、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。
- ② 当社は、「取締役会規程」において、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にするるとともに、「職務権限規程」において、業務執行に関する各組織や各職位の責任と権限を明確にする。
- ③ 当社は、取締役の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲することで、経営監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の実効性を向上させることを目的として執行役員制度を導入する。

- ④ 当社は、代表取締役を議長とし、常勤取締役及び執行役員で構成する経営会議において、業務執行上の重要な事項について審議する。

(5) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使するとともに、「関係会社管理規程」に則り、子会社に対し、経営状況、業務執行状況及び、財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか経営会議において確認する。
- ② 子会社の経営については、当社執行役員が兼務する当社グループ会社の取締役又は当社が選任した当社グループ会社の取締役が当社グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行う。
- ③ U Tグループコンプライアンス・リスク管理会議は、当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進し、当社の内部監査室が、「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。
- ④ 「行動規範」、「U Tグループコンプライアンス行動規範」及び「U Tグループコンプライアンス・マニュアル」を当社グループへ適用し、法令や社会的規範及び社内規程等のルールを遵守して適正な行動をとることを周知する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会より要請があった場合、必要に応じて、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととし、使用人は監査等委員会専属で補助業務を行う。その人事については、取締役（監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）を除く）と監査等委員会が意見交換を行い、監査等委員会の同意を得ることとする。
- ② 取締役（監査等委員を除く）には、補助使用人に対する指揮命令権がないこととし、補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うこととする。

- ③ 補助使用人の懲戒処分については、監査等委員会の同意を得ることとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会へ報告をするための体制

- ① 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める。
- ② 監査等委員会は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
- ③ 監査等委員会は、子会社の役員及び従業員に対して業務執行に関する報告を求めることができ、報告を求められた子会社の役員及び従業員は速やかにこれに応じることとし、その点について子会社の役員及び従業員に周知する。子会社の役員及び従業員は、法令違反やその可能性を発見した場合には、速やかに監査等委員会に報告をする。
- ④ 当社及びグループ会社共通の内部通報制度の情報について、担当部署は監査等委員会へ定期的に報告を行う。
- ⑤ 監査等委員会へ報告した者に対しては、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に周知する。

(8) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

取締役（監査等委員を除く）は、監査等委員による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を確保する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、「監査等委員会監査等基準」及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員の業務執行の監査を行う。
- ② 監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べる。
- ③ 監査等委員は、監査法人及び内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めるほか、代表取締役と適宜面談を行う。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する各種規程を定めるとともに、情報開示に関する担当役員を置き、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ② 監査等委員会は、「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に基づき、財務報告に係る内部統制に関する監査を実施する。
- ③ 監査等委員会は、財務報告に係る内部統制が重大なリスクに対応していないと判断した場合には、その旨を財務担当役員に対して適時かつ適切に指摘し、必要な改善を求める。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を以下のとおりとする。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、すべての役員及び社員等に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担などの一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

② 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ. 反社会的勢力との関係を遮断することを「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に定め、当社グループの役員及び従業員が遵守することを周知する。
- ロ. 当社及び当社グループ会社は、「反社会的勢力排除規程」「反社会的勢力調査・排除に関する細則」において、当社及び当社グループの締結する契約、その他あらゆる活動から反社会的勢力を排除するために必要な措置等について定める。
- ハ. 反社会的勢力から接触を受けた等の場合は、担当部署が警察、弁護士と連携して対処する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ① 当社は、法令、社会的規範及び社内規程等を遵守し、グループ全社の役員及び社員等が適正な行動をとることを目的として「行動規範」「U Tグループコンプライアンス行動規範」「U Tグループコンプライアンス・マニュアル」を制定しております。当社グループ全社の役員及び社員等が、日常の業務を遂行する過程で遵守すべき行動基準を定め、当社グループ全社のコンプライアンス体制、法令遵守及びコンプライアンス規範について、周知・徹底を図っております。
- ② 当社は、当社グループ全社におけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議、法令遵守及び社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行うことを目的として、社外の弁護士も参加するU Tグループコンプライアンス・リスク管理会議を設置しており、当事業年度において12回開催しております。会議では、コンプライアンス違反の事案共有に留まらず、リスクが発生した場合の損失の最小化及び再発防止のための対応策についても議論しております。
- ③ 当社は、年に1回、当社グループ会社の役員及び社員等を対象に「コンプライアンス研修」を実施し、コンプライアンスに対する意識強化を図っております。
- ④ 当社は、内部通報制度として、当社グループ全社を対象とした相談・通報窓口を社内及び社外に設置し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見と自浄作用の機動性向上を図っております。

(2) リスク管理体制

- ① 当社は、U Tグループコンプライアンス・リスク管理会議において、当社グループ全社におけるリスクの種類を把握し、リスクレベルの分類を行い、重要なリスクを優先して対応策を協議しております。また、リスクが発生した場合は、損失の最小化へ向けた方策及び再発防止策の策定を行っております。

- ② リスクの顕在化及び災害発生時等の有事の場合は、「有事対応に関する規程」「事業継続計画（BCP）に関する規程」及び「初動対応に関する要領」に従い、対応することとしております。
- ③ 情報セキュリティについては、情報セキュリティに関する行動規範を示し、高い情報セキュリティレベルを確保することを目的とした「情報セキュリティ管理規程」を制定し、管理体制を強化しております。また、当社グループ全社の役員及び社員等が、一人ひとりの情報セキュリティに対する意識を向上させるとともに、意識レベルを統一させることを目的として「UTグループ情報セキュリティマニュアル」を制定しております。適宜状況の変化に合わせてマニュアルの改定も行い、社内ネットワークの整備や記録媒体の使用制限を設ける等、情報漏えいリスクの軽減に努めております。
- ④ 個人情報保護については、個人情報の適切な保護を目的とした「個人情報管理規程」及び特定個人情報等の適切な取扱いを確保することも目的とした「特定個人情報等取扱規程」を制定しております。また、コンプライアンス研修等において個人情報の管理に対する意識強化を図っております。

(3) グループ管理体制

- ① 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を制定し、当社の子会社に対する諸手続き及び管理体制について定め、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社を指導・育成しております。
- ② 当社執行役員が兼務する子会社の取締役又は当社が選任した子会社の取締役が、当社グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行っております。
- ③ 当社は、年間計画に基づき開催される経営会議において子会社の代表取締役社長から経営状況等の報告を受ける等、子会社の現況を把握する体制をとっております。なお、当事業年度につきましては、経営会議を27回開催しております。

(4) 取締役の職務執行

- ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項について多面的に検討、決定するとともに、月次の業績評価を行い、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 当社は、取締役5名のうち社外取締役を3名選任し、取締役会による取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を18回開催しております。

(5) 監査等委員会の監査体制

- ① 当社は、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時の監査等委員会を開催しております。「監査等委員会監査等基準」及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員の業務執行の監査を行っております。なお、当事業年度につきましては、監査等委員会を12回開催しております。
- ② 監査等委員は、取締役会及び経営会議、その他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べるとともに、法令、定款、「監査等委員会監査等基準」等の社内規程及び監査計画に基づき監査を行っております。
- ③ 監査等委員は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めているほか、当社代表取締役との定期的な面談を行っております。

(6) 内部監査の実施

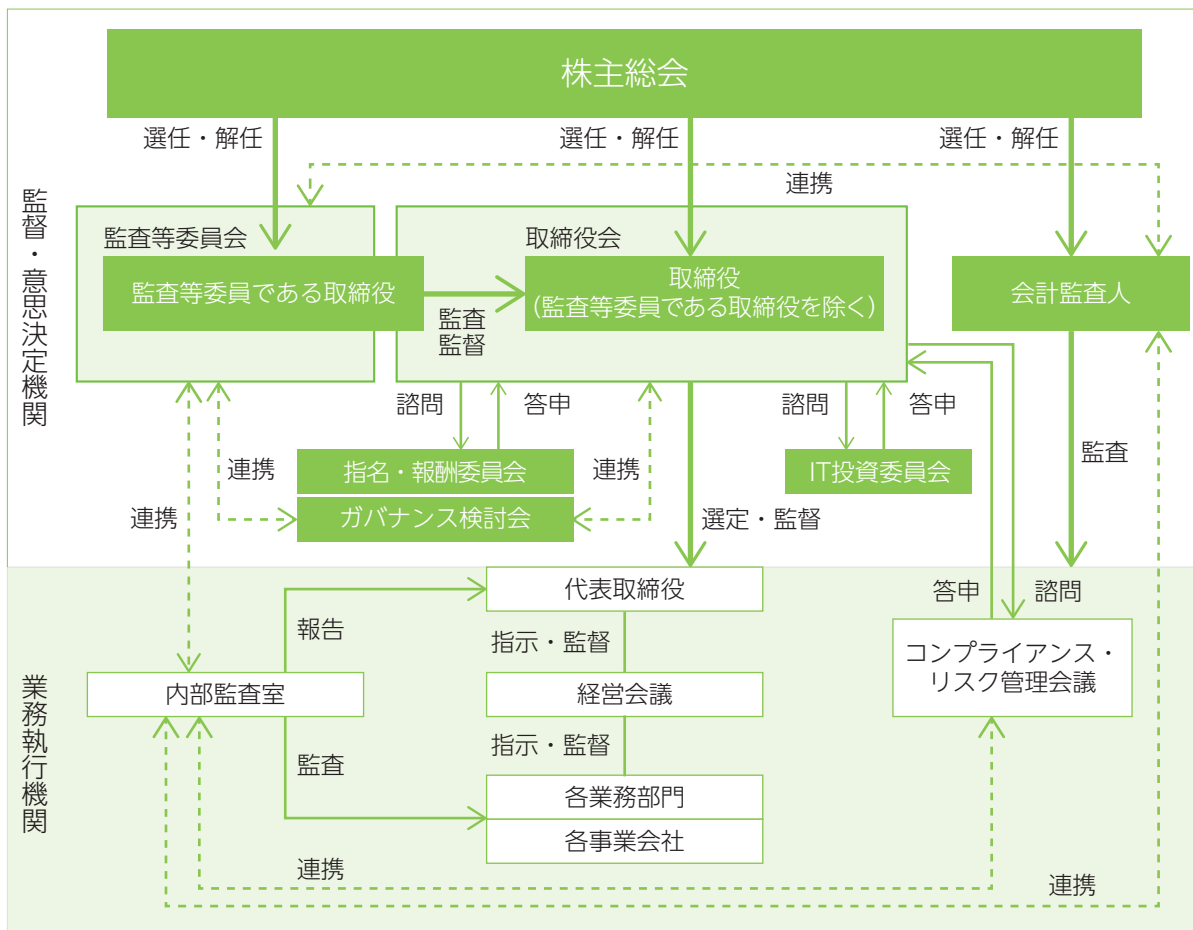
当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施するとともに、監査結果を代表取締役及び監査等委員に対し報告しております。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス強化への取り組み

1. 当社は、2025年4月1日付で組織を再編成し、各事業で自立した経営を実現することにより、迅速な意思決定を行い、提供価値の最大化を図る組織への変革を進めております。モーター・エネルギー事業部門においては、ジャストインタイムでの労働力供給を、セミコンダクター事業部門においては、職域開拓やキャリア形成を仕組み化し、取引単価の向上を、また、エージェント事業部門においては、人材紹介事業を拡大し、求職者を軸としたマッチング率が高い採用サービスの提供を、それぞれ実現します。また、ネクストキャリア事業部門においては、富士通グループ・日立グループを中心顧客として、新たな事業の柱として、成長に貢献するための事業計画を実行します。そして、サービス基盤部門においては、各事業部門のサービス提供基盤を構築することで、事業活動を向上させるとともに、すべてのスタッフ領域の機能を統合して、経営を推進する組織体制とし、求職者や技術職社員、顧客企業へのサービス提供機能を強化します。
2. 当社は、取締役5名のうち、独立社外取締役2名を選任し、取締役会の独立性と経営の透明性及び客観性を高め、経営の監督機能を強化するとともに、経営と執行の分離を図り、コーポレート・ガバナンスの維持向上に努めております。また、取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の責任範囲を明確にすることで、経営監督機能と業務執行機能をより一層強化するため、執行役員制度を導入しております。
3. 当社は、取締役候補者、監査等委員候補者、執行役員及び重要子会社の執行役員候補者の指名、報酬に関する手続きの透明性及び客観性を確保するとともに、最高経営責任者等選解任プロセス及び最高経営責任者等後継者計画・監督について取締役会の説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会は、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献し得る人物を指名し、取締役会へ付議することとしております。

4. 当社は、サステナビリティを巡る課題とその対応について、ステークホルダーへのヒアリング等を行いながら、業務執行組織及び取締役会において議論し、優先して取り組むべき重要課題を特定し、その対応方針を「サステナビリティ基本方針」として制定しております。経営計画策定時にはこの基本方針に基づいて目標設定を行い、執行にあたってステークホルダーから寄せられた意見は取締役会に適切にフィードバックし、サステナビリティ課題に関する取り組み状況を取締役会において定期的にモニタリング・監督を行うとともに、議論を深めております。
5. 当社は、取締役会の機能向上を図ることを目的に取締役会の実効性評価を2022年3月期より実施しております。当事業年度（2025年3月期）においては、全取締役を対象とした「取締役会の構成と運営」、「経営戦略と事業戦略」、「企業倫理とリスク管理」、「業績モニタリングと経営陣の評価・報酬」、「株主等との対話」に関するアンケートを実施し、外部機関の意見を踏まえ、評価を纏めました。分析・評価結果において、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。
6. 当社は、当社グループ全体を対象とするリスクアセスメントを実施のうえ、その結果に基づき当社グループ全体における重要リスクを選定するとともに、その対策状況の進捗を取締役会において定期的に確認することとしております。

〈コーポレート・ガバナンス体制図〉



剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「安定した財務基盤の確立と積極的な事業展開による高い成長を通じた持続的な企業価値の向上」を経営目標としております。また、株主の皆様に対する継続的な利益還元につきましては経営上の重要施策として位置付けており、「配当性向60%」を基準として、配当金による利益還元を実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応するための企業体質の強化及び積極的な事業展開に有効に活用してまいります。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当期におきましては、上記方針に従い、親会社株主に帰属する当期純利益の60%である1株あたり134.98円を普通配当として実施いたします。

次期につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しております。2024年11月時点で親会社株主に帰属する当期純利益の60%を配当支払いとし、残りの40%を成長ドライバーとなる人的資本投資の原資とする方針としていたところ、次期におきましては、人的資本投資は会計処理上人件費として扱われること及び計画期間中の事業運営に要する資金の目処がついていることから、人的資本投資後の親会社株主に帰属する当期純利益に基づき配当性向100%として株主の皆様に戻元いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	54,270
現金及び預金	31,708
受取手形	187
売掛金	19,530
仕掛品	52
原材料及び貯蔵品	116
その他	2,998
貸倒引当金	△323
固定資産	12,076
有形固定資産	815
建物及び構築物	528
その他	286
無形固定資産	9,375
のれん	4,468
ソフトウェア	3,177
その他	1,729
投資その他の資産	1,885
投資有価証券	6
長期貸付金	1
長期前払費用	42
繰延税金資産	1,376
その他	461
貸倒引当金	△2
資産合計	66,346

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,927
支払手形及び買掛金	194
1年内返済予定の長期借入金	2,199
未払金	2,040
未払費用	8,291
リース債務	7
未払法人税等	3,125
未払消費税等	2,787
賞与引当金	2,144
役員賞与引当金	17
預り金	2,044
その他	74
固定負債	7,096
長期借入金	5,695
リース債務	5
退職給付に係る負債	1,116
繰延税金負債	266
その他	12
負債合計	30,023
純資産の部	
株主資本	29,258
資本金	1,402
資本剰余金	1,054
利益剰余金	27,692
自己株式	△890
その他の包括利益累計額	△1
その他有価証券評価差額金	△1
新株予約権	5,732
非支配株主持分	1,334
純資産合計	36,323
負債純資産合計	66,346

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		194,748
売上原価		162,804
売上総利益		31,944
販売費及び一般管理費		23,869
営業利益		8,074
営業外収益		
受取利息	42	
為替差益	32	
雇用調整助成金	174	
保険配当金	14	
保険解約返戻金	0	
その他	52	316
営業外費用		
支払利息	110	
支払手数料	1	
その他	9	121
経常利益		8,268
特別利益		
固定資産売却益	1	
関係会社株式売却益	6,227	
新株予約権戻入益	6	
負ののれん発生益	65	6,300
特別損失		
固定資産除却損	412	
固定資産売却損	0	
組織再編関連費用	104	
30周年記念費用	51	568
税金等調整前当期純利益		14,000
法人税、住民税及び事業税	4,413	
法人税等調整額	95	4,509
当期純利益		9,490
非支配株主に帰属する当期純利益		525
親会社株主に帰属する当期純利益		8,965

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,190	843	24,973	△0	27,007
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	211	211			423
剰 余 金 の 配 当			△6,247		△6,247
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,965		8,965
自 己 株 式 の 取 得				△890	△890
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	211	211	2,718	△890	2,250
当連結会計年度末残高	1,402	1,054	27,692	△890	29,258

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	0	358	358	5,862	1,215	34,443
当連結会計年度変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						423
剰 余 金 の 配 当						△6,247
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						8,965
自 己 株 式 の 取 得						△890
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	△1	△358	△359	△130	119	△370
当連結会計年度変動額合計	△1	△358	△359	△130	119	1,879
当連結会計年度末残高	△1	－	△1	5,732	1,334	36,323

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

11社

・主要な連結子会社の名称

ＵＴエイム株式会社

・連結の範囲の変更

以下の2社を新たに連結子会社としております。

株式取得：株式会社ビーネックスパートナーズ

株式会社日立茨城テクニカルサービス

以下の2社は当連結会計年度において、社名変更しております。

ＵＴパートナーズ株式会社（旧社名：株式会社ビーネックスパートナーズ）

ＵＴハイトス株式会社（旧社名：株式会社日立茨城テクニカルサービス）

以下の4社を連結の範囲から除外しております。

売却：ＵＴテクノロジー株式会社

ＵＴコンストラクション株式会社

Green Speed Joint Stock Company

Hoang Nhan Company Limited

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Green Speed Joint Stock Companyをはじめとする在外連結子会社計 2 社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。なお、2025年3月の在外連結子会社売却に伴い、当事業年度においては連結決算日との間に生じた全ての取引を計上しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

・ 商品及び製品

主として、移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

・ 仕掛品

個別法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

・ 原材料及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

その他 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年であります。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に人材派遣、請負及び人材サービスの提供を行っております。

派遣事業は、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

請負事業は、委託された業務が完了し、顧客による検収を受けた時点が履行義務を充足する時点となると判断し、請負契約に定められた金額に基づき、同時点で収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金利息

ハ. ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれんの回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 4,468百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんに係る減損要否の検討は、のれんの発生原因である超過収益力やシナジー効果が将来にわたって発現するかに着目して行っており、のれんが帰属する事業の事業計画に沿って営業利益等が計上されているかを每期モニタリングしております。

事業計画の達成が危ぶまれる状況など減損の兆候が認められる場合には、事業計画の合理性について見直しを行い、これに基づく割引前将来キャッシュ・フローによって、減損損失の認識の要否を判定いたします。減損損失を認識する場合においては割引後将来キャッシュ・フローで算定する回収可能性に基づき減損損失を測定することとしております。

検討に用いる将来の事業計画には、在籍人数及び派遣単価等の項目が重要な仮定として用いられております。これらについては、その性質上、一定の仮定を設定した上での判断を伴うものであり、当該仮定に変化が生じた場合は、減損の兆候の有無の判断、認識するか否かの判定、又は測定する減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

798百万円

(2) 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	900百万円
借入実行残高	—
差引額	900

(3) 財務制限条項

当社の一部の借入金5,270百万円（1年内返済予定の長期借入金を含む）について、純資産及び利益等に関する一定の条件の財務制限条項が付されております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	39,699,383株	161,000株	—株	39,860,383株

(注) 発行済株式の増加は、新株予約権の行使による新株発行であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	78株	397,373株	—株	397,451株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得397,300株及び単元未満株式の買取り73株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会(注) 1	普通株式	3,817	96.15	2024年3月31日	2024年6月24日
2025年2月12日 取締役会(注) 2	普通株式	2,430	60.98	2024年12月31日	2025年3月18日

(注) 1. 1株当たり配当額の内訳は、普通配当96.15円となります。

2. 1株当たり配当額の内訳は、普通配当60.98円となります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	2,950	74.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 1株当たり配当額の内訳は、普通配当74.00円となります。

(4) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
		当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
第8回有償ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	7,628,100	－	169,500	7,458,600	5,732
合計		7,628,100	－	169,500	7,458,600	5,732

(注) 目的となる株式の数の減少は、権利行使161,000株及び権利失効8,500株によるものであります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業に係る運転資金を銀行借入により調達しております。

運用に関しましては、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、取引関係を維持することを目的として保有するものであります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、短期・長期ともに、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、主として、外貨建債権債務の為替変動のリスクを回避するための通貨スワップ取引及び変動金利の借入金に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

勘定科目	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	6	6	－
資産合計	6	6	－
(1) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	7,895	7,923	28
(2) リース債務（※2）	12	12	△0
負債合計	7,907	7,936	28

(※1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(注) 借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,199	1,900	1,299	1,150	1,045	300
リース債務	7	2	2	0	－	－
合計	2,207	1,903	1,301	1,150	1,045	300

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6	－	－	6
資産計	6	－	－	6

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	7,923	－	7,923
リース債務	－	12	－	12
負債計	－	7,936	－	7,936

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	マニユ ファクチャ リング事業	エリア事業	ソリュー ション事業	日系人材事業	ベトナム事業		
売上高							
派遣	52,751	63,599	11,688	6,629	25,479	－	160,149
請負	11,211	1,659	10,329	3,631	2,966	－	29,798
その他	1,960	1,975	83	2	711	67	4,800
外部顧客 への売上高	65,924	67,234	22,101	10,263	29,157	67	194,748

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、主に人材派遣、請負及び人材サービスの提供を行っております。

派遣事業は、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

請負事業は、委託された業務が完了し、顧客による検収を受けた時点が履行義務を充足する時点となると判断し、請負契約に定められた金額に基づき、同時点で収益を認識しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	741円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	225円32銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 追加情報

受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

(1) 取引の概要

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、あらかじめ当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、当社及び当社グループ会社の従業員が退職した場合等に当該対象者に対し当社株式を給付する仕組みであります。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額 当連結会計年度 785百万円
- ② 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しておりません。
- ③ 期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数 当連結会計年度 2,192,500株
期中平均株式数 当連結会計年度 2,284,018株
- ④ ③の株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か
期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

計算書類

貸借対照表 (2025年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	31,069
現金及び預金	26,618
売掛金	1,756
前払費用	293
未収入金	1,101
立替金	561
その他	737
貸倒引当金	△0
固定資産	20,442
有形固定資産	194
建物	179
工具、器具及び備品	15
無形固定資産	3,197
商標権	2
ソフトウェア	3,148
その他	47
投資その他の資産	17,050
関係会社株式	16,624
繰延税金資産	134
その他	291
資産合計	51,511

科目	金額
負債の部	
流動負債	12,451
関係会社短期借入金	6,840
1年内返済予定の長期借入金	2,099
未払金	675
未払費用	444
未払法人税等	1,940
預り金	298
賞与引当金	103
その他	48
固定負債	5,645
長期借入金	5,645
負債合計	18,096
純資産の部	
株主資本	27,683
資本金	1,402
資本剰余金	951
資本準備金	951
利益剰余金	26,220
利益準備金	75
その他利益剰余金	26,144
繰越利益剰余金	26,144
自己株式	△890
新株予約権	5,732
純資産合計	33,415
負債純資産合計	51,511

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		12,767
営業費用		6,178
営業利益		6,589
営業外収益		
受取利息	14	
保険配当金	14	
その他	4	34
営業外費用		
支払利息	73	
為替差損	0	
支払手数料	1	
その他	0	75
経常利益		6,547
特別利益		
新株予約権戻入益	6	
関係会社株式売却益	6,875	6,881
特別損失		
固定資産除却損	365	
30周年記念費用	94	459
税引前当期純利益		12,969
法人税、住民税及び事業税	1,847	
法人税等調整額	313	2,161
当期純利益		10,808

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,190	740	740	75	21,583	21,658	△0	23,589
当 期 変 動 額								
新株の発行（新株予約権の行使）	211	211	211					423
剰 余 金 の 配 当					△6,247	△6,247		△6,247
当 期 純 利 益					10,808	10,808		10,808
自 己 株 式 の 取 得							△890	△890
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	211	211	211	－	4,561	4,561	△890	4,093
当 期 末 残 高	1,402	951	951	75	26,144	26,220	△890	27,683

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	5,862	29,451
当 期 変 動 額		
新株の発行（新株予約権の行使）		423
剰 余 金 の 配 当		△6,247
当 期 純 利 益		10,808
自 己 株 式 の 取 得		△890
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△130	△130
当 期 変 動 額 合 計	△130	3,963
当 期 末 残 高	5,732	33,415

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- イ. 有価証券
子会社株式
移動平均法による原価法
- ロ. デリバティブ
時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3 ～18年
その他	2 ～10年

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年であります。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料・業務委託料及び受取配当金となります。経営指導料・業務委託料は、契約内容に応じた役務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。通貨スワップ取引は、振当処理の要件を満たしているため振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象

借入金利息、外貨建貸付金

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行い、また、外貨建貸付金の為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、通貨スワップ取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 16,624百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50%超低下しており、かつ、営業利益等が取得時点の事業計画を下回る等により超過収益力の低下が認められる場合には、過去の損益実績や投資先の将来事業計画等を総合的に勘案し、減損損失の計上を検討いたします。

検討に用いる将来の事業計画には、在籍人数及び派遣単価等の項目が重要な仮定として用いられております。これらについては、その性質上、一定の仮定を設定した上での判断を伴うものであり、当該仮定は、減損損失の計上の判断、計上金額等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 229百万円

- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権 3,416百万円

② 短期金銭債務 27百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益 12,699百万円

② 営業費用 64百万円

③ 営業取引以外の取引高(費用) 33百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	78株	397,373株	－株	397,451株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得397,300株及び単元未満株式の買取り73株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税（所得割・外形標準）	86百万円
賞与引当金	31
資産除去債務	26
その他	41
繰延税金資産小計	185
評価性引当額	△51
繰延税金資産合計	134
繰延税金資産の純額	134

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	U T エ イ ム 株 式 会 社	東京都 品川区	500	マニフ ア フ チャ リ ン グ 事 業	所有 直接 100.0	経営指導・ 業務委託 資金の貸借 人員の出向 役員の兼任	経営指導料・ 業務委託料 (注) 1	3,472	売 掛 金	906
							受取配当金 (注) 2	4,192	—	—
							利息の支払 (注) 3	4	関係会社 短期借入金	2,213
子会社	U T コ ネ ク ト 株 式 会 社	東京都 品川区	10	エリア事業	所有 直接 100.0	経営指導・ 業務委託 資金の貸借 人員の出向 役員の兼任	経営指導料・ 業務委託料 (注) 1	2,991	売 掛 金	794
							受取配当金 (注) 2	1,146	—	—
							利息の支払 (注) 3	8	関係会社 短期借入金	589
子会社	U T パ ー ト ナ ー ズ 株 式 会 社	東京都 品川区	235	エリア事業	所有 直接 100.0	経営指導・ 業務委託 資金の貸借 人員の出向 役員の兼任	経営指導料・ 業務委託料 (注) 1	19	売 掛 金	4
							受取配当金 (注) 2	377	未収入金	1,100
							利息の支払 (注) 3	6	関係会社 短期借入金	1,283

上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導・業務委託の取り決めについては、業務内容を勘案のうえ、契約により決定しております。
2. 配当金の受取額については、剰余金の分配可能額を基礎とし、合理的に決定しております。なお、UTパートナーズ株式会社から利益剰余金を原資とする配当を受領しておりますが、当社投資以後にUTパートナーズ株式会社が計上した留保利益額を超過する額については関係会社株式の帳簿価額を減額処理しております。
3. 資金の借入は、C M S (キャッシュ・マネジメント・システム) に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	701円50銭
(2) 1 株当たり当期純利益	271円63銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 追加情報

受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について「連結注記表 10. 追加情報」をご参照ください。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

ＵＴグループ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 川 聡
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉 田 延 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＵＴグループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＴグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基いて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に責任を負う。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

ＵＴグループ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 川 聡
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉 田 延 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＵＴグループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

U T グループ株式会社 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 井 垣 太 介 ㊟

監査等委員（社外取締役） 島 宏 一 ㊟

監査等委員（社外取締役） 林 貴 子 ㊟

以 上

